

弔慰基準

区 分		本 人	配 偶 者 実養父母 実 養 子	備 考
市 議 会 議 員	現職議員	花環等・弔辞	弔電	
	退職議員	花環等・弔電	弔電	議員歴10年以上及び正副議長経験者の議員本人には、花環等・弔辞とする。 議員本人が故人の場合は、配偶者についてのみ弔電対応とする。
執 行 機 関	現職委員 (委員長を含む)	花環等・弔電	弔電	
	退職委員 (委員長を含む)	弔電	—	
市表彰受賞者 (旧津久井町・旧相模湖町・旧城山町・旧藤野町表彰条例に基づき表彰を受けた者を含む)		花環等・弔電	弔電	市政功労表彰は、本人についてのみ弔電対応とする。
附属機関の委員		弔電	弔電	
非常勤特別職 (公民館長・消防団長・分団長)		花環等・弔電	弔電	
関係団体・機関の長 (商工会議所、商工会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、三師会、郡医師会、歯科医師会、薬事組合、市・郡農業協同組合、地区自治会連合会)		花環等・弔電	弔電	
上記以外の非常勤特別職、関係団体・機関の長 上記関係団体・機関の役員		弔電	—	
職 員	議会事務局職員		弔辞	弔電
	市長部局等 他の執行機関	職員 行政職給料表(1)6級以上・ 消防職給料表6級以上 の職員	弔電	弔電
	教職員	校長・教頭	弔電	弔電

※上記基準にないものは、その都度議長が定める。